

令和 3 年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置状況	措置通知日
18	指定管理料	指摘事項	観光・ジオパーク推進課 農政企画課	●<u>剰余金の取扱い</u>について しかの温泉館では、収支差額の取扱いについては、基本協定書に「剰余金の取扱い」に関する記載がないため、剰余金が生じた場合の取扱いが不明確となっている。基本協定書に「剰余金の取扱い」に関する記載がないと、剰余金が生じた場合の取扱いが不明確となるため、赤字収支であっても、「剰余金の取扱い」に関する規定を基本協定書に記載すべきである。 また、複数の指定管理施設を 1 つの法人が管理する場合において、施設全体の収支状況を確認して剰余金の取扱いを協議するのであれば、各施設の基本協定書にその旨を記載しておくのが望ましい。	完了	しかの温泉館について、「剰余金の取扱い」に関する条項を追加し、基本協定書を変更しました。 また、複数施設を 1 法人が管理する場合の剰余金の取扱いについて、令和6年度の指定管理者更新にあわせ、仕様書等に記載しました。令和6年4月からの基本協定書に剰余金の取扱いについて記載しました。	R6.4.17